

● 標識利用広告の許可基準（バス停留所標識・消火栓標識等）

許可の基準	1面の表示面積は0.5㎡以下であること。
-------	----------------------

※ 禁止地域には表示できません。ただし、照明式のバス停留所標識（降車専用や折り返し場の標識を含む）の下部3分の1以内に表示する場合で、道路占用許可を得ているものは、許可基準に適合するものとみなします。

※ 標識利用広告は、1面ごとに基準の適合審査を行います。